

総務委員会会議録

日時 令和5年3月13日(月) 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 1時54分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人
副委員長 桐原 正仁
委員 鷹野 一雄 古屋 雅夫 笠井 辰生 河西 敏郎
宮本 秀憲 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事 初鹿野 晋一
総務部理事(次長事務取扱) 関 尚史
総務部次長(人事課長事務取扱) 佐野 満
職員厚生課長 望月 明男 財政課長 高橋 直人
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 鈴木 孝二 庁舎管理室長 今井 康善
行政経営管理課長 小林 洋一 市町村課長 武井 紀人
情報政策課長 村上 宏之
防災局長 細田 孝 富士山火山防災監(火山防災対策室長事務取扱) 小林 靖
防災危機管理課長 伊藤 公仁 消防保安課長 相原 靖志
会計管理者 上野 良人 出納局次長(会計課長事務取扱) 風間 浩
管理課長 中村 弘 工事検査課長 石橋 泉
人事委員会事務局長 小澤 浩 人事委員会事務局次長 山岸 ゆり
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 一瀬 富房
監査委員事務局次長 三嶋 豊博
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 津田 裕美

議題(付託案件)

(令和5年度関係)

- 第 1 号 山梨県職員退職手当基金条例制定の件
- 第 2 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件
- 第 3 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

- 第 4 号 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中改正の件
- 第 12 号 令和5年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第 14 号 令和5年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 17 号 令和5年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 18 号 令和5年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 19 号 令和5年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 21 号 令和5年度山梨県公債管理特別会計予算
- 第 27 号 包括外部監査契約締結の件

(令和4年度関係)

- 第 33 号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第 34 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正
- 第 36 号 令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第 37 号 令和4年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第 38 号 令和4年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第 39 号 令和4年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 第 45 号 訴えの提起の件
- 請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-3号については採否を保留すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時00分から午後0時1分まで、途中休憩をはさみ、午後0時59分から午後1時54分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第 33 号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 45 号 訴えの提起の件

質疑

小越委員 相手側の言い分は、何と言っているのでしょうか。

鈴木資産活用課長 相手側の言い分は、県が賃料、参考価格を示しているんですけども、賃料や今後の賃料計算のルール、スライドしていくなどのルールに対しまして納得していないと主張してございます。

ただ、こちらとすれば、公売前から、その参考価格として賃料は伝え、条件も伝えてきており、競売後も静岡にある同社を訪れて、直接話をして伝えてきたところですが、そこまでは御了承いただいていたのですが、その後、納得できないと主張を変えてきたところもございまして、我々とすれば、相手側の主張は、納得できないものであると考えております。

小越委員 この賃料というのは、県有林の話ではないので、普通の現況でやっていて、この相手側に行ったときに、賃料がすごく高くなったとか安くなったとかという話ではなく、そもそも賃料で納得しなかったということですか。その相手側の言い分とこちら、双方どこが違うのか。

鈴木資産活用課長 こちらの土地については、もちろん現況で評価をしている土地でございまして。

高い、安いということ言えば、相手側の主張とすれば高いという話をしているところだと思えます。

いずれにしろ、こちらの提示した賃料に納得できない。それから、今後の賃貸の条件について納得できないということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 34 号

令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

(感染症対策センター移転事業費について)

桐原副委員長 課別説明書の総の19ページ、感染症対策センター移転事業費について質問します。ここにも目的とするものの内容は書いてあるのですが、詳細をお知らせください。

今井庁舎管理室長 感染症対策センターを移転する目的でございますが、感染症対策センターの現在の執務室につきましては、災害対策本部の設置場所として位置づけられております。

現状は、災害時の対応に支障を来す状況であるため、防災新館の本来の機能を回復する必要があるということや、あと、災害時における感染症対策センターの業務継続体制を確保することを目的として実施するものでございます。

桐原副委員長 移転先が議事堂の地下ということについて、ほかにないからここに来たと推測はできません。また、議事堂の地下にも会議室などがあるのですが、今、現況で使っている状況がどうなるのか、その点についてお尋ねをいたします。

今井庁舎管理室長 感染症対策センターは、業務を実施する上で、庁内の各部局と常に連携を取り、情報を共有する必要があることなどから、移転先は県庁構内が望ましいと考えたところでございます。

さらに、県の感染症対策を迅速かつ一体的に進めていくためには、感染症企画グループ、新型コロナウイルス対策グループ及びグリーンゾーン推進グループをワンフロアに集約することは効率的でございますが、面積を勘案しますと、議事堂地下を改修して移転するということが最適と判断したところでございます。

なお、議事堂地下には、委員御指摘のとおり、会議室や倉庫等が設けられております。いずれも、県や県警の業務遂行に不可欠であるということから、再配置したいと考えておりますが、県庁構内にはスペースがないため、今後、近隣の民間ビルの空きオフィス等を借りまして、会議室等として活用していきたいと考えております。

また、図書室につきましては、移転の対象とせず、現状から変更しないこととしております。

桐原副委員長 この新型コロナウイルス感染症の位置づけが、5月8日以降、5類に変更される予定になっております。業務の簡素化が見込まれる中で、大規模な改修や移転が必要なのかと思います。また将来的に、この感染症対策センターの組織自体が縮小するような場合というのは、どのようにお考えでしょうか。

今井庁舎管理室長 感染症対策センターは、感染症対策の県庁内の司令塔組織であります。今後、新たな感染症への対応などにも備える必要があることから、県の感染症対策を継続して進めていく上で、今回の改修移転は不可欠であると考えております。

また、将来的に感染症対策センターが縮小した際についてですが、これまでの新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、今後、新たな感染症が発生した場合などの新規の行政課題に対する組織の配置に備えることに加えまして、平時は会議室としても活用するなど、柔軟に対応していくこととしております。

桐原副委員長 今回議会で諮って通った場合、いつ頃、完成の見込みをされているのか、最後にお尋ねいたします。

今井庁舎管理室長 今回、実地設計ということでお願いしております。設計は、仮に御決議いただいた場合、早急に着手しまして、来年度早い時期に設計を終えたいと思っています。

その後、最適な時期に工事の予算をお願いしまして、最短で来年度末に完成し、移転したいと考えております。

(歳入予算について)

小越委員 歳入のことでお伺いしたいんですけれども、先ほど、基金繰入金のところ、税込増に伴って取り崩しを、大分回避したというんですけれども、それについて、予算編成上は幾ら取り崩しの予定で、それをどのくらい回避できたのか、まずお伺いします。

高橋財政課長 財源対策のための主要3基金の取り崩しにつきましては、当初予算においては100億円の取り崩しを予定してございました。その後、補正予算におきまして、約9億円の取り崩しを想定いたしまして、現計予算では109億円の取り崩しとなっております。

この従前想定しておりました109億円については、取り崩しを回避した上で、今回、少人数教育の拡充に必要な財源52億円の一部として、財政調整基金22億円の取り崩しを行うこととしておりますので、差し引き、109億円引く22億円で87億円の減額を主要3基金に予算措置するものでございます。

小越委員 基金の取り崩しをして予算編成をしたけれども、いろいろな歳出の見直しや税収もアップしたので、取り崩しをほぼ回避できたということなんですけれども、昨年度も新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金が来たと思いますが、それはどのくらい来ているんでしょうか。

高橋財政課長 御質問の趣旨がはかりかねるところはございますけれども、地方創生臨時交付金は国庫補助金でございますので、その事業目的に合ったものに充当しております。

年度の繰越しもございますので、今この場で、すぐさま数字を申し上げることは困難でございますけれども、いずれにしても国費で充当するものと一般財源で充当するものは、もともと事業の性質が異なるものだと認識をしております。

小越委員 地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスと名前がついていますが、地方創生臨時交付金がかなり来て、それで、さまざまな事業をしていたと。それから、この基金を取り崩して一般財源から充てていたと。それから、地方交付税もたくさん来たということで、地方交付税は12月のときにも聞きましたけれども、10億円ぐらい残して2月補正に回したと聞いております。

100億円くらい取り崩す予定が、取り崩さなくて済んだということでした。それから、52億円のうち22億円を基金から取り崩したということになりますと、残りの30億円はどこから出してきたのでしょうか。

高橋財政課長 少人数教育に必要な財源52億円のうち、30億円はどこから捻出したかという御質問の趣旨かと思いますが、これは税収の増や事業費の確定に伴う減など、今年度の財源対策を行う中で捻出ができたものと考えてございます。

小越委員 100億円を本当は取り崩す予定が取り崩しは回避でき、なおかつ30億円を、いろいろな調整、税収もアップもして、基金を積み立てたということになりますと、ざっくりと100億円プラス30億円くらいが、当初予算よりもお金が余ったという解釈でよろしいのでしょうか。

高橋財政課長 今年度、確保できた財源につきましては、歳入歳出合わせて総合的に見込みをする中で確保できたものでございますので、個別の歳入歳出を充てがっているものではないという認識をしております。

補足でございますけれども、52億円のうち、今年度の財源対策で確保できているものが30億円でございます、残りの22億円は、財政調整基金からの取り崩しになりますので、過去のいわゆる貯蓄を回しているという認識でございます。

いずれにしましても、税収増の局面の中で、きちんと歳出も効率化をしながら財政運営を行ってきた結果、こうした財源を捻出できたということで捉えてございます。

小越委員 といいますと、これからこの令和4年度の会計を締めていくと思うんですけども、財政調整基金を初め、主要3基金は、それぞれのくらいになっているのでしょうか。

高橋財政課長 主要3基金の残高でございます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和4年度の最終的な基金残高から、財政調整基金の22億円分を取り崩した分、これが減要因になってございます。最終的な基金の残高につきましては、令和4年度末が、満期一括償還分で積み立てている県債管理基金の積立て分を除いたベースで、令和4年度末の残高が650億円となるという状況でございます。

小越委員 650億円、主要3基金の内訳はわかりますか。

高橋財政課長 令和4年度末の残高でございます。財政調整基金240億円、県債管理基金、これは満期一括分を除いたベースで168億円、公共施設整備等事業基金242億円、合わせて650億円でございます。

これが、令和3年度末の672億円から22億円減になっているという状況でございます。

小越委員 そうしますと、22億円を、25人学級のために繰り出したので、財調はそれだけ減ったということになりますけれども、それが繰り出さなかったら、その分だけ減らなかったと。なおかつ30億円は、いろいろなやりくりで賄ったと。

そうすると、100億円取り崩す予定が取り崩しを回避し、なおかつ30億円をプラスということになるので、新型コロナウイルスで県財政は改善したと見てとれてしまうと思いました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 36 号 令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 37 号 令和4年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 38 号 令和4年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 39 号 令和4年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 号 山梨県職員退職手当基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 2 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 3 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑

鷹野委員 内容の2番の、都市計画区域の在する全市町村はどこか教えてください。

武井市町村課長 甲府市を除く都市計画区域の存する市町村ということで、富士吉田市、都留市、山梨

令和5年2月定例会総務委員会会議録
市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、身延町、富士川町、昭和町、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町となります。

鷹野委員 3番の、7市町に移譲、7市町も教えてください。

武井市町村課長 韮崎市、南アルプス市、北杜市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町となります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 4 号 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 12 号 令和5年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(地震災害対応力強化事業費について)

桐原副委員長 課別説明書、防の3ページにある地震災害対応力強化事業費について、何点かお尋ねをいたします。

地震被害想定調査結果を踏まえ、南海トラフ地震等の発生時に、迅速かつ的確に対応するためと説明があったのですが、具体的に何を行うのかお尋ねをいたします。

伊藤防災危機管理課長 この事業につきましては、県民の皆様の防災意識を向上していただくために、解説動画や多言語によるリーフレットの作成を行い、防災に関する各種のイベントやホームページへの掲載などにより、啓発を行うこととしてございます。また、より広く周知を行うために、新聞広告も行う予定としているところでございます。

さらに訓練につきましては、専門の事業者の企画により、地震や台風などを想定した

令和5年2月定例会総務委員会会議録
実効性の高い訓練を実施し、県や市町村等の災害時における対応力を高めることとして
いるところでございます。

桐原副委員長 動画やリーフレットにより、地震災害想定調査結果の普及啓発を行っていくということですが、どのような内容を県民に対して周知をしていくのか、再度お尋ねをいたします。

伊藤防災危機管理課長 この調査により、明らかとなります本県に影響がある南海トラフの巨大地震などの地震による被害の全体像を、わかりやすく具体的にお示しをしたいと考えているところでございます。

このことにより、被害の様相を正しく県民の皆様に御理解をいただきたいと考えているところであります。

その上で、県民自身が地震に備えるべきものや、行っておくべきこと、地震発生時取るべき行動、被災後の対応について、みずから考えていただき、対策を実行してもらうことにつなげていきたいと考えているところでございます。

桐原副委員長 ことは、関東大震災100年の節目でもあります。南海トラフ地震の切迫性が高まる中で、この取り組みによって期待される効果はどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

伊藤防災危機管理課長 まず、県民の皆様の防災意識が向上いたしまして、自助や共助の取り組みが進んでいくということと、実効性の高い訓練を実施することにより、県や市町村関係機関の災害時における対応力が向上して、公助も強化されるものと期待しているところでございます。

また、県や市町村が地域防災計画などの各種計画に、この調査結果を反映させ、総合的に対策を推進してまいることにより、地域防災力の強化が図られるものと考えているところでございます。

桐原副委員長 もちろん県民の皆さん全員が対象だということですが、国籍は、このリーフレットで多言語ということですが、例えば、子供からお年寄りまで、全ての年齢層の人たちに情報が共有できるように、ぜひ年齢の幅をしっかり捉えて啓発していただきたいと思いますが、この点については、例えば学校を通じてとか、市町村の教育委員会を通じてとか、この辺のアプローチも必要だと思うんですが、再度お伺いします。

伊藤防災危機管理課長 子供につきましても、委員御指摘のとおり、啓発をしていくことは、大変重要と考えているところでございます。

今年度から、防災局で実施しておりますジュニア防災マスターの育成事業というのがございますが、これは小学生、中学生を対象とした事業でございます。こういった機会を捉えて、啓発を行っていききたいと考えているところでございます。

また、高齢者の方については、市町村と連携し、今回の調査結果を共有した上で、機

令和5年2月定例会総務委員会会議録
会を捉えて啓発につなげていきたいと考えているところでございます。

(海外研修費について)

小越委員 まず、議会事務局のところですけども、当初予算に、県議員の海外視察、1人90万円が入っているということでしょうか。

津田議会事務局次長 議員の海外研修費のことかと思えますけれども、例年どおり、ここに入っております。

小越委員 多分20人分だと思うんですけど、毎年20人分算定していきますと、4年間で20人掛ける4ですから80人ということで、これは大きな予算で、必要ないと、私は思っております。

(市内託児所の運営の委託契約について)

 総の12ページ、債務負担行為で市内託児所の運営の委託契約とあるんですけど、令和5年から7年度まで1,900万円ですが、これは、いわゆる指定管理のようにすることかと思うんですけど、今、託児所の利用状況は、1日何人で、毎日開設しているのか教えてください。

望月職員厚生課長 託児所の開設は、いわゆる平日は毎日開設しております。

 1日の平均利用者数ですけども、令和3年度は、平均1日2.4人という実績になっております。

小越委員 2.4人で、保育士さんは何人くらい配置されているんですか。

望月職員厚生課長 保育士は、常時2名の配置となっております。

小越委員 この1,900万円のざっとな内訳はありますか。光熱費や人件費などは入っているんですか。

望月職員厚生課長 今、手持ちはないんですけども、基本的には人件費が主なものだと考えております。

小越委員 1,900万円を6年度、7年度の2で割ると、1年間にどのくらいか。

望月職員厚生課長 5年度中に契約を行い、6年度、7年度、2年間の委託契約ということになります。およそ1,900万円余りの金額ですので、1年当たり900万円余という金額になります。

小越委員 1年間900万円、12で割ると1カ月幾らくらいになるのでしょうか。

望月職員厚生課長 80万円余となります。

小越委員 1カ月80万円で、そのほかに水道光熱費やさまざまなものを含めると、1人当たりの人件費は、1時間当たり幾らぐらいで計算しているんですか。

望月職員厚生課長 申し訳ございません。具体的な数字は、手元にないのでお答えできないのですが、毎日2人分の人件費、そのほか、例えば物品、備品の購入費なども予算の中に含んでおりますので、さまざまなことの中で、年間約900万円の予算を計上させていただいているところであります。

小越委員 保育士さんの低賃金などが問題になっていまして、たしか防災センターが、1年間で1,300万円の委託費だと思ったので、1年間900万円で2人の人件費で毎日開いているというのは、県がやるものとしては、資格のある保育士さんですので、少し安いのではないかなと、危惧するところです。

(県有資産高度運用等検討事業費について)

総の27ページ、一般財産管理費の中に県有資産高度運用等検討事業費とあります。これは、具体的に何をするのでしょうか。

鈴木資産活用課長 県有資産高度運用等検討事業費ですけれども、県民全体の財産である県有資産から生み出されます利益の拡大を図るため、価値向上のための具体案などの検討を行う経費でございます。

具体的な内容ですが、県有資産の活用に向けましたニーズ調査や高度運用事例の調査などの調査に要する経費、それから、専門的な知見をいただくための専門委員会の開催経費などが、こちらに計上されてございます。

小越委員 たしか、令和3年5月7日の知事の記者会見で、県民資産創造会議を先ほど立ち上げましたと、それで、すぐに専門委員会を開いて、議会やメディアの皆様にもお知らせすると言ったつきり何もなかったままなんですけど、それは、どうしてそうなっているのでしょうか。

鈴木資産活用課長 委員御指摘のとおり、この予算ですけれども、令和3年度から当初予算で計上させていただいている経費でございますが、もともとこの経費の目的には、貸し付けのルールを決めていく、それを検討していくというものも入ってございました。

当初、そういうことをやっていくということを予定していたのですけれども、令和3年度、議会の特別委員会の中で、貸し付けのルールというものを御検討いただいたところでございます。御提言もいただきましたので、この委員会の開催など、そういったものはやらなくてよいという形になったものでございます。

小越委員 ということは、ゼロからのスタートというぐらいですよ。県有資産をどのように使っていくのか、高度運用はどうするのかということもスタートとするという考え方だと思っております。それは富士山登山鉄道や、先日も質問しました富士五湖自然首都圏構想ですとか、県有林の貸し付けを民間にも拡大する、そういうことも含めて、県有資産の高度活用をするという意味でしょうか。

鈴木資産活用課長 県有地を活用しまして、どのように収益を最大化していくかということをやりますのでございまして、今、今年度とか具体的にどうこうということは、まだ実は決まっております。

 今後、具体的にいろいろな話が出てくるかと思っておりますので、その状況に応じまして、必要に応じて、専門委員会の開催や調査などを行っていくこととしております。

小越委員 知事の方向で行きますと、県有資産を使って、稼ぐ力、それから高付加価値化、外から人を呼んでくるという方向に、この県有地を使うという方向ですよ。

鈴木資産活用課長 県有地を活用して収益を上げていくというところでは、委員御指摘のとおりかと思っております。

小越委員 富裕層を山梨県へ呼び込む超高級ホテルをつくるため、県有資産を使ってやるというこの考え方そのもの自体が、私は少し違っていると思います。

 (やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金について)

 総の13ページ。やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金、6億7,500万円となっていますけど、このやまなし教育環境・介護基盤整備基金は、今は結局6億6,300万円ぐらいあるという理解でよろしいのでしょうか。

高橋財政課長 教育環境・介護基盤整備基金の残高や現在の見通しについての御質問かと思っております。今回、積立てを行いますのは、この基金の恒常的な財源である電気事業会計の繰入金、これが、毎年1億4,000万円ございます。そして、法人県民税、法人税割の超過課税分、これが令和5年度は5億4,000万円ほど見込んでいますので、この合計額が、歳出予算として計上されてございます。

 今の基金の残高、収支でございますけれども、来年度、歳出としては1億4,000万円ほどの見込みでございますので、令和5年度末の累計の基金の残高は5億5,000万円余になると見込んでございます。

小越委員 さっきの補正予算のところだと、ここに6億何ぼを積んで、そして、今回出金するものを引き算すると、大体5億5,000万円に基金になるということですよ。

 そうすると、毎年毎年、その法人税の超過課税はわかりませんが、大体2億円とか、少なくとも3億円くらいは毎年新たに基金に積んでいくという予想で、そして出ていくものが、大体、毎年9億円くらいという見通しでいいのでしょうか。

高橋財政課長 歳入と歳出、それぞれで御説明を申し上げたいと思いますけど、収入の部分につきましては、今、その恒常的な収入が、5年度であれば6億8,000万円という御説明をいたしました。これが令和6年度以降は、電気事業会計繰入金を2億円増額するという予定でございまして、法人県民税の超過課税分、過去20年の平均額が4億8,000万円ということになってございますので、3億4,000万円と4億8,000万円を足した8億2,000万円ほどが、この基金の恒常的な収入になると。令和6年度以降見込んでございます。

一方で歳出につきましては、令和5年度、小学校3年生25人学級を導入し、経費がかかり増しになった部分がございますが、来年度、さらに4年生にも25人学級を導入することとしてございますので、令和6年度の歳出としては、14億円ほどが立つという見込みでございます。

この14億円につきましては、児童数の減少などに伴って、少人数教育に係る学級数、先生の数、経費が減ってまいりますので、これが順次減っていくことを見越しまして、収支の見込みを立てているということでございます。

なお、その恒常的な収入8億2,000万円ほどまでに基金の歳出が減るのは、令和31年ごろと見込んでございまして、この令和31年ごろまでのかかり増し経費、全体が52億円ということでしたので、こちらを2月補正において積み立てたというところでございます。

小越委員 そうしますと、令和31年度までは、今回積み上げた22億円と30億円の52億円で、毎年8億円ぐらいが積んで、出て入ってということで、令和31年度くらいまでは、今のこの状況で、25人学級は見通しが立ったということですよ。

25人学級、それから介護待機者ゼロにするのに、富士山登山鉄道や県有地の収益がないとできないと言っていたんですけど、今のままでいくと、それがなくてもできるということがわかりました。

それから、もう一つ。

県税収入のところ、見通しなんですけど、令和4年度の補正予算のときにも、見通しに対して県民税が多くなりました。今回も先ほどの説明でも、課長から企業収益が上がるだろうということで、少し多く見積もっているんですけども、来年度の県税収入、それから事業収入を含めて、見通しは好調というか、収益が増加するという見通しで検討されるということでしょうか。

高橋財政課長 まず、税収全体の動向から申し上げますと、令和4年度、今年度におきましては、最終的な見込みとしては、当初予算を上回る税収になるという見込みで、補正予算で増額を行ったところです。

これは法人事業税など、法人関係税を中心に、企業業績が好調だった影響によるもので、令和4年度は、一度、税収はよくなるという見込みでございまして、令和5年度につきましては、事業税につきましては、ほぼ横ばいになると見込んでございますので、令和4年度の最終見込みから比べると、令和5年度の当初予算は減になるという想定で

ございます。

もう一度、まとめて御説明しますと、4年度の当初の額よりも、4年度の2月補正、最終見込みの税収は上回るという想定ですが、5年度の当初予算の見込みにおいては、4年度の当初予算の水準と、ほぼ同水準に税収がなると見込んでおりますので、今年度の最終的な税収見込みからは、令和5年度当初予算ベースでは減になるという見込みでございます。

小越委員 令和4年度が前より戻ってきたということで、令和5年度は、それ以上にプラスになるのではなく、現状維持というか元に戻ったぐらいということで、令和4年度に比べてアップするというのではなく、ことし並みに収益、税収が入るだろうということだと理解いたしました。

(デジタル田園都市国家構想交付金について)

今回交付金の中に、国が新年度予算の中でデジタル田園都市交付金という構想を掲げているんですけど、今回の予算に、このデジタル田園都市交付金が入っているのでしょうか。

高橋財政課長 デジタル田園都市の交付金につきましては、まず、その性質上、従来の地方創生推進交付金の一部が移行しているものもございますので、継続事業のうち、これまで地方創生の推進交付金を充てていた事業については、引き続きデジタル田園都市の交付金を充てて予算編成をしているところでございます。

小越委員 これ以外のデジタル田園都市交付金は、たしかマイナンバーカードの申請率によって加味される分があったんですけど、今回は、マイナンバーカード申請によってのデジタル田園都市交付金の算定は入っていないのでしょうか。

高橋財政課長 マイナンバーの取得状況によって、交付額が変動すると言われている部分ですが、恐らくデジタルの推進に係る部分だと思いますけれども、今、手元の資料がございませんので、正確なお答えは困難でございます。新規事業については、基本的には6月以降の補正予算計上としておりますので、新たな交付金を充てているものはない、あるいは少ない状況だと捉えてございます。

(庁舎管理費について)

小越委員 総の30ページです。庁舎管理について、たしか今年度の6月、それから12月にも、電気代の高騰部分で、新たに補正予算計上されたんですけど、先ほどの御説明、総の30ページでいくと、電気代高騰で、県費も昨年に比べてふえているんですけど、県庁の庁舎管理も含めて、電気代は幾ら上がって、それは全部補填されているのか、それを教えてください。

今井庁舎管理室長 電気代についてですが、R4の当初予算までにおいては、過去3年間の平均単価で

令和5年2月定例会総務委員会会議録
積算をしておりましたが、これだと不足する可能性が高いということで、庁舎管理室の本庁舎の電気代につきましては、R5年度当初予算において、昨年9月の市場価格調整単価の導入を反映させる中で、現時点で想定される単価を用いて、東京電力がR5年4月から適用する標準メニューというのがございまして、それに当てはめて算定しております。

その結果、予算額については、R4当初予算の2倍以上ということで、大幅な増加となっております。

小越委員 2倍以上というのは、金額でいうと幾らなんでしょうか。

今井庁舎管理室長 R4当初予算においては、1億2,217万3,000円でしたが、R5当初予算においては、2億9,682万4,000円を計上しております。

討論

小越委員 当初予算に反対いたします。

何点かあるんですけど、議会費の中に県会議員の海外視察費が入っていたこと、県有資産高度運用の中でも、知事が掲げる富裕層呼び込み型の考え方が入っていること、この点が大きく、反対したいと思います。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 14 号 令和5年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 17 号 令和5年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑

小越委員 先ほど補正予算のときに、ほかのお金で回っているので、繰り入れをする必要がないということで、8億円そのままマイナスされていきました。

今回も繰入金は少なくなっているのですが、このようにたくさん計上する必要があるのでしょうか。

武井市町村課長 振興資金につきましては、年度の償還金等を含め、あと市町村からの要望を踏まえまして、資金需要に柔軟に対応できるように計上いたしております。

したがって、本件の計上が適正と考えております。

小越委員 2番の合併推進資金があるのですけれども、これ以上、どこか合併推進を考えているのでしょうか。

武井市町村課長 合併推進資金につきましては、平成17年1月以降に市町村が合併した団体は、それ以前に合併した団体に比べ、国の財政措置の優遇が縮減されていることから、優遇措置の縮減下においても、合併により必要となる施設の統合整備が円滑に行われるよう、平成18年度に創出したものです。

したがって、合併した団体が行う公共施設整備等への財政支援制度を補うためのものであり、今後、新たな合併を推進していくための資金ではございません。

なお、現在の貸し付け対象は、合併支援法において、優遇措置が令和6年度までに適用される富士川町のみとなっております。

討論

小越委員 先ほど申しましたけれども、これ以上に繰り入れする必要はないと思います。合併推進も富士川町のみですので、このリニアモーターカー、合併推進、市町村から申出があるものは残すのですけれども、そもそも、ここの合併推進資金、リニアモーターカーのところは必要ないと思います。

繰入金をこんなに計上することはないと思いますので、ここには反対です。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 18 号 令和5年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 19 号 令和5年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 21 号 令和5年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 27 号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求
ることについて**

意見

桐原副委員長 私は、この消費税率5%引き下げを求める意見書については、採否を保留すべきだと思っております。

消費税率は、日本の将来のために、少子化対策や社会保障の充実を図るため、安定的な財源を確保して、社会保障制度を次世代に引き継いでいくために、全国民に広く薄く負担をしていただくという観点で必要であると考えております。

一方で、逆進性となる消費税率に対する問題も指摘されていることから、慎重に判断すべきと考えます。

したがって、本請願については、採否を留保すべきと考えます。

小越委員 採択するべきだと思います。

令和5年2月定例会総務委員会会議録
出された令和2年3月2日から、今、さらに県民の暮らしは悪化しております。特に電気代高騰、物価高騰によりまして、暮らしが大変です。

県財政は大きく改善したとして、事業収入もふえました。企業の収益はプラスになっているかもしれませんが、賃金、給料は、全く上がっておりません。

物価高騰に、さまざまな対策を打ってはいますが、一番の対策は、全ての商品を値下げすることができる消費税の減税であります。今こそ、5%減税をするしかありません。

社会保障のためと言いながら、社会保障がよくなったことは、一度もございません。消費税を、今こそ5%引き下げる県民の願いを実現するために、この請願を採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で採否を留保すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(中途退職職員について)

鷹野委員 本年度に、途中で退職した職員は、どのくらいいるのでしょうか。

佐野総務部次長 本年度、これまでに退職した職員の数、2月末時点ということになりますけれども、25人になります。

このうち、割愛退職と死亡退職した方が、それぞれ1名ずつということになっておりまして、残る23人が、いわゆる任意の退職ということでございます。

鷹野委員 例年と比べて、どうでしょうか。

佐野総務部次長 昨年度、年度の途中で退職した職員の数が14人、その前の年も同じく14人ということで、そういう点から見ますと、本年度は、昨年、一昨年、例年と比べると、少し多い状況でございます。

鷹野委員 コロナ禍ではありますが、少し心が病んだり、疾病休暇で長期に休んでいる方はどのくらいいるのでしょうか。

望月職員厚生課長 令和4年4月1日から1月末現在の数字でございますが、20日以上傷病休暇等でお休みをされている職員ですが、身体疾患の関係で29人、精神疾患の関係で56人、合わせて85人となっております。

鷹野委員 やはり、例年に比べてどんな傾向があるのでしょうか。

望月職員厚生課長 昨年が、同じ時期で94人でした。おとしが91人ということで、昨年、おとしと比べますと、少し減少している傾向にあります。

年によって増減がかなりありますので、例年並みかと捉えております。

鷹野委員 当初予算にも、元気回復事業や相談事業などいろいろあるんですけど、こんな状況の中で、その辺はどのように対応していくか、今の状況も踏まえて、何かありましたらお願いしたいと思います。

望月職員厚生課長 特にメンタルの関係でお休みされている方が、昔と比べると非常に多くなってきている傾向にありますので、メンタル不調を事前に防止するため、例えば新採用ですとか、採用3年目の職員、あるいはリーダーに初めてなるような方を対象に、メンタルヘルスに対する研修を行ったり、また所属長が、職場の職員のメンタル不調に早く気づくということも大事ですので、所属長を対象とした研修などの取り組みをやっているところがございます。そういった取り組みを来年度も充実させていきたいと思っております。

鷹野委員 いろいろと対策も取られていると思いますので、またしっかり進めていただきたいと思えます。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 卯月 政人